

住まいは人の生命・健康に大きく関わっています。
私達、安全住まいづくりサポートセンターは、住まいの安全について、相談や目視による診断を行う活動をしています。

佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる **無料**
「わが家の安全、相談・診断」ご案内



そんな時は、

うちは、
地震や台風のと
き大丈夫かな？

シックハウスや
防犯対策は
どうしたらいい？

バリアフリーは
若いうちから考
えておくべき？

増・改築
リフォームとか
色々考えら
れるけど

サポーター登録建築士が現地に出向いて相談に応じます。

この活動は、佐賀県の支援を受けて取組んでいるものです。下記までお気軽にお問合せください。

実施主体 **佐賀県安全住まいづくりサポートセンター TEL 0952-26-2198**

事業主体 (一社)佐賀県建築士会(事務局)、(一社)佐賀県建築士事務所協会

佐賀県安全住まいづくりサポートセンター支部

| 支部名 | 事務所所在地 | TEL | 支部名 | 事務所所在地 | TEL |
|-----|---------------------------------|---------------|-------|-------------------------------|--------------|
| 佐賀 | 佐賀市本庄町大字末次 753-1 (株)佐藤建設内 | 0952-26-1301 | 小城・多久 | 小城市小城町畑田 445-5 大家建築企画設計室内 | 0952-72-6556 |
| | 佐賀市城内一丁目 10-30 (株)三原建築設計事務所内 | 0952-22-0051 | 唐津 | 唐津市和多田南先石 5-37 (株)坂本設計事務所内 | 0955-72-5412 |
| | 佐賀市兵庫南 3 丁目 16-22 みゆき建築設計室内 | 0952-24-4353 | 伊万里 | 西松浦郡有田町立部甲 221-2 廣建築設計事務所内 | 0955-46-3529 |
| 神埼 | 神崎市神埼町鶴 3159-40 | 090-1926-8637 | 武雄・杵島 | 武雄市武雄町大字昭和 8-4 (有)松尾工業内 | 0954-23-4780 |
| 鳥栖 | 鳥栖市轟木町 1370-2 (有)EN 建築事務所内 | 0942-84-8386 | 鹿島 | 鹿島市大字森 172-2 (株)ナカハラ工業内 | 0954-63-3123 |

◎受付時間 土日・祝を除く 9:00 ~ 17:00 まで

佐賀県安全住まいづくりサポートセンター建築士とは

(一社)佐賀県建築士会と(一社)佐賀県建築士事務所協会に所属する建築士を
実務経験や能力により選考し登録されたもので、概ね下記の事項について
原則的に現地において、相談や診断に応じるものです

◎ 相談・診断事項 ◎

- **高齢化対応バリアフリー**
段差解消 手すり設置 扉取替え
- **住まいのリフォーム**
浴室、トイレ、キッチン改修
- **住まいの耐震**
自分でできる我が家の耐震診断の指導
目視による危険度判定
- **福祉住環境**
在宅介護に関する融資補助事務
- **設計・施工に関する事項**
設計図及び見積書の見方指導
設計についての注意事項
設計や施工についての相談
- **防火、防犯に関する事項**
防火構造、不燃材など、ピッキング他
- **敷地選定に関する事項**
敷地選考上の注意事項
- **シックハウス症候群**
ホルムアルデヒド等の判定 (有料)
有害物質の排除対策

安全住まいづくりサポーター登録建築士は

皆様の希望に応え、皆様の安全で健康な住まいを維持するため、また、新設するため
新しい技術の習得、関係法令の研修等に励み、与えられた社会的使命を果たすべく研鑽を続けており
相談にあたり以下の倫理規定を遵守し真摯に対応します。

倫理規定

- 安全住まいづくりサポーターとしての良識と品位を保持すること。
- 住まい手に対して誠実な助言を行い、常に住まい手の努力と責任による主体的な住まいづくりの支援に努めること。
- 住まい手が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努めること。
- 助言にあたっては公平・中立な立場を厳守すること。
- サポーターとして活動を行うなかで知りえた個人の情報は、守秘すること。
- 相談を申し込んだ住まい手に対して、有料業務への移行を強要しないこと。

相談の際は以下のことに注意してください。

- サポーターからの助言は、一つの参考意見です。自己責任のもと、ご自身の判断で解決策を選択してください。
- すべてのサポーターがあらゆる分野の相談に対応できるとは限りません。内容によって、他のサポーターや相談機関を紹介することがあります。あらかじめご了承ください。
- サポーターは、匿名の相談に応じることができません。
- 相談内容がサポーターとしての活動範囲を超える内容や、見積り、設計業務等を頼む場合は、有償となります。あらかじめご了承ください。